

高額療養費の請求はお済みですか？

医療機関、薬局で支払った1か月の医療費の合計額が一定額（自己負担限度額）を超えている場合は、高額療養費として請求できますので、確認することをお勧めします。

自己負担限度額は、年齢等により取扱いが異なります。また、加入されている保険者で請求方法等が違いますので、加入されている保険者にご確認ください。

※治療を受けた日の翌月の1日から2年を経過すると、時効となり払い戻しができませんので、ご注意ください。

※確定申告で医療費控除を申請される方は、申告前の確認をお勧めします。

医療の適正化にご協力を

～保険証は正しく使いましょう～

社会保険等加入や
転出等により国民健康
保険の資格を喪失
する場合は、国民健康
保険証は市役所窓
口へ返却ください。また、その旨
を医療機関等にお申し出ください。



国民健康保険を提示し、医療機
関等で診療等を受けた日が、社会
保険等加入日以降の場合は、国民
健康保険が給付した医療費を返還
していただくこととなります。

●問合せ
市民生活課 国保・年金係
Tel 75-4973

70歳未満の方

区分	1か月の自己負担限度額	多数該当 (4回目以降)
上位所得【ア】	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
上位所得【イ】	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般【ウ】	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般【エ】	57,600円	44,400円
低所得【オ】	35,400円	24,600円

70歳以上 75歳未満の方

区分	1か月の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並み 所得	Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数該当:140,100円】
	Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数該当:93,000円】
	Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,400円】
一般	18,000円	57,600円 【多数該当:44,400円】
低所得	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

募集 一般家庭用井戸水の水質検査

井戸水の水質検査を希望される方はお申し込みください。

申込時に容器をお渡しします。

◇検査申込み (印鑑が必要です)

受付期間 2月4日(月)～8日(金)

9時～17時まで

受付場所 水資源対策室水資源対策係(うきは市役所2階)

浮羽市民課(うきは市民センター2階)※受付のみ

◇検査項目 **飲用適否基本13項目検査** 5,400円

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
有機物、鉄、硬度、塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度 など

■容器の回収 申込みをされた方は2月14日(木)に井戸水と
検査料金を持参してください。

回収場所 うきは市役所1階ロビー

●問合せ 水資源対策室 水資源対策係 Tel 75-4986

お住まいの飲み水は
大丈夫ですか？
定期的な水質検査で
水質を確認しましょう

